

大和市議会 議会基本条例案に対する意見について

市民説明会（10月5日）には63名の市民の方が参加され、約50件の意見をいただきました。また、パブリックコメントには、8名の方から約60件の意見が寄せられました。ありがとうございます。

ご意見を受けて、第30回（10月25日）、第31回（11月1日）、第32回（11月8日）議会基本条例検討協議会で検討しました。以下のように回答いたします。

なお、検討の結果、第7条第4項及び第9章（第22条）については、次のとおり修正させていただくこととなりました。

（市民参加）

第7条 略

2・3 略

4 議会は、地域に出向くなどして市民や団体等といて議会報告や意見交換を行うものとすることができる。

第9章 条例の検証見直し

（条例の検証見直し）

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを常に検証し、必要な措置を講じるものとするに応じて条例の必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

| 項目 | | 市民説明会 | パブリックコメント | 市民への回答 |
|----|---|-------|---|--|
| 前文 | 1 | | 【前文】前文に議会基本条例は、議会運営における最高規範であることを明記すべき。 | 最高規範性については、議論をした結果、明記しないこととしました。重要なのは、最高規範性を持たせることより、いかに実践されるかであり、必要に応じて見直しが行えることです。最高規範性を持たせることの意味はありませんと考えました。 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 2 | | <p>【前文】前文に議会の最も重要な討論の広場としての記述がない。多人数で構成する議会こそ、自由な討議によって市政の評価及び論点を市民に対し明らかにし、充分な議論の末に多数決をもって成否を明らかにし、議決する使命がある。また、議会こそ市民の生活に直結したソーシャルワーカーの集団であって欲しい。自由な討議によって市民の声を市政に反映するソーシャルアクションの主導集団（イニシアティブ・グループ）であって欲しい。</p> | <p>議会が「言論の府」あるいは「討論の広場」と言われているのは、ご指摘の通りです。これを重要な役割と認識して、第3条「議会の活動原則」の第3号で「市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと」、第4条「議員の活動原則」の第1号で「議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること」と、「討議」について規定しています。</p> |
| 3 | | <p>【前文】前文中の「市民全体の福祉の向上」と第1条の「市民福祉の向上」は、異なるものなのかな。第4条にも同様表現があるが。</p> | <p>前文、第1条、第4条の「市民福祉」は、異なるものではありません。ここでいう「福祉」は、狭義の福祉ではなく、市民が享受する安定した生活環境全般のことです。</p> |
| 4 | | <p>【前文及び第1条】前文10行目「市政の発展のため」及び第1条3行目「市政の推進」について、「市政」を「市勢」とする。 <理由>市政とは、一般に執行機関からの限られた範囲に用いる。市全般にわたる人口・産業・経済などからみた動勢は、市全般の「市勢」の発展に寄与するための議会の決意をしていることに基づくものです。</p> | <p>「市勢」とは、地域福祉や地域活力の向上と捉えています。「市勢」を発展させるために本条例を指針とし、自治の発展、いわゆる「市政」の発展を決意したものとしました。</p> |
| 5 | <p>【前文及び第1条】前文の下から2行目「市政」は「市勢」ではないか。第1条「目的」の最後の所「市政」ではなく「市勢」ではないか。</p> | | |

| | | | |
|------------|---|--|---|
| 第1章 総 則 | 6 | <p>【第2条】第2条に次の1号を追加</p> <p>(5) 市民・団体等から議会に出された請願・陳情の審議</p> <p>(市民からの請願・陳情は市民の市政に関する意見であり、議会参加に繋がる故に議会の大重要な役割であり、条文に明記すべきと考えます。)</p> | <p>本条は議会の役割を大きく4つにわけて規定しており、第4号で「意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと」と規定しています。本会議で採択された請願・陳情は、市に対するものは市の執行機関に送付し、国や県に対するものは地方自治法第99条の規定に基づき、意見書として国会又は関係行政庁へ提出することにより意見表明を行っており、ご提案の内容を含めて第4号を規定しています。</p> <p>また、第7条においても議会への市民参加の観点から請願者・陳情者の意見陳述等について規定しています。</p> |
| | 7 | <p>【第2条】陳情・請願を採択するのは議会の役割として明記すべきではないか。</p> | |
| | 8 | <p>【第2条】第2条第1号「議決により」→具体的でない。主語がない。加除訂正は、「議案等の審議及び審査により」、市の意思決定を行うこと。と訂正したい。</p> <p><理由>議案とは、市長及び議員及び委員会が提出する案件を指します。議案等とは、議案のほかに請願・陳情が含まれます。「審査」とは、委員会において付託を受けた議案・請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程を指します。</p> | <p>議会の大きな役割は、市民を代表して議決し、市の意思を決定することです。議会は、この議事機関（議決機関）としての責務を果たすため、第2条の1項で、議会は次に掲げる役割を担うものとするとして、1号から4号までを掲げました。これらの主語はいずれも議会です。</p> <p>議案の議決は市の団体意思の決定ですが、請願や陳情の採択は市議会の機関意思の決定であるため、条文案のとおりとします。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 9 | | <p>【第2条】第2条第2号「市長その他の執行機関」→執行機関を具体的に記述し透明性を。 <理由>市長、公営企業管理者、消防庁、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という） <理由その2>特に、市教委関係は市議会で採り上げず「カヤの外」 行くに任せよ。為すに任せよ の状況。 例～「成人式」 市議会議長は出席するもののロボット。他の市議会議員は全員欠席。無関心。無責任。利己主義。近隣の綾瀬・海老名・座間を学ぶことを期待したい。</p> | <p>執行機関の全てを記述して透明性をというご提案については、二元代表制のもとでは市長等の役割であると認識します。また、大和市自治基本条例で既に「執行機関」について明示していることからも、本条例では規定していません。</p> <p>教育委員会関係についても市議会で採り上げています。会議録を公開していますので検索してみてください。</p> |
| 10 | <p>【第2条】市に対しての陳情・請願で議決した場合、市は執行する義務があるのか。</p> | | <p>執行する法的な義務はありません。しかし、市の執行機関は議会の議決を重く受け止め、十分尊重するものと考えます。</p> |
| 11 | | <p>【第2条】市への請願の取り扱い。多摩市では、採択された市への請願は、実現へ義務付けられたものとみる表現。それに比し、当市の場合採択されても何の動きもないし、半年後に反故にするような条例改正があっても可決される。請願書採択への重みを考慮された項はないだろうか。</p> | |

| | | | | |
|---|----|---|--|---|
| | 12 | 【第2条】 陳情請願などで（市に対する意見が）決まつたらある程度の拘束力をもってやってほしい。 | | |
| | 13 | 【第2条】 上記について、執行しない場合、罰則はないのか。 | | 地方自治法の定めでも罰則はありません。 |
| 第2章 議会及 び議員 の活動 原則 | 14 | 【第3条及び第4条】 使命・存在価値、指針と行動態度をまず前段に明記すべき。今の条文ではいきなり具体的な事が書かれていてわかりにくい。 | | 使命・存在価値・指針と行動態度などは前文で規定し、ここでは活動原則を定めています。市政発展のため、不断の努力をしていきたいと考えています。 |
| | 15 | 【第4条】 議員相互の自由討議を推進し、討議及び討議の結果について市民への説明義務を明記すべき。 | | 議員相互の自由討議については、第4条「議員の活動原則」第1号で、他の議員の言論を尊重しながら討議を推進することを規定しています。 市民への説明義務については、第3条「議会の活動原則」第2号で「議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと」と規定しています。 |
| | 16 | 【第4条】 議員相互の言論を尊重するとは、同僚議員の批判はしないという意図でしょうか。議員相互の自由な討議こそ尊重すべきであって、「議員相互の自由な討議を尊重し、推進する」と明記すべき。議員相互の言論を尊重するとの記載は不要ではないか。 | | 議員はそれぞれの政治理念や信念に基づき議会活動をしています。議会は合議制の機関である以上「議員相互の言論の尊重」は当然と考え、規定しています。 |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 17 | <p>【第5条】議員の政治倫理</p> <p>5条で、「議員は、選挙で選ばれた者として、・・・」となっていますが、「選ばれた」という文言だけですと、上から目線、議員の優越的地位のニュアンスを感じます。議員に高い矜持が求められるのは、ひとり一人の議員がそれぞれ市民全体の代表であるからこそと考えます。そこで提案ですが、「議員は、選挙で選ばれた市民全体を代表する者として、・・・」と、文言を追加したらいかがですか。自治体を対外的に代表るのは首長のみですが、市民との関係では、各議員は市民全体の代表と明記しても支障ないと思います。</p> | | 大和市自治基本条例で広く市民を定義しているため、その幅広い市民を代表する市議会議員という表現を避けるため、この表現になりました。 |
| 18 | <p>【第5条】高い倫理的義務とは、例えばどんな事なのか。</p> | | ここでは、一般的な倫理観に加え、議員は住民の厳謹な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、市民の疑惑を招くことのないよう、清廉かつ誠実に職務を遂行し、本条例の目的達成に寄与するために規定しました。 |
| 19 | <p>【第5条】政治的倫理に違反した場合、是正勧告などすべきでは。</p> | | 議会基本条例は、議会や議員の自主管理基準でもあります。この条項を定めることにより、更に政治倫理の向上を図る所存です。 今後、この規定に明らかに反する事例が出た場合は、是正勧告等を検討します。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 20 | | <p>【第6条】第6条の会派について、会派の行動が記されているが、個人活動議員の行動について記載がないのは何故。等で個人を表す？円滑運営に努めるのは、個人議員も同様では？</p> | <p>第6条は、会派について定めた条項です。議員個人の行動については、第4条（議員の活動原則）で定めています。また、第6条（会派）の逐条解説で述べているように、会派に所属していてもいなくても、議員平等の原則は保障され、また、円滑な議会運営や合意形成が求められることは、ご指摘の通りです。</p> |
| 21 | | <p>【第6条】第6条第3項　他の会派等との合意形成に努める。→必要に応じて会派間の調整 <理由>合意形成に努めるものであるなら、はじめから会派はいらない。合意まで述べないケースバイケースのものであるから。調整でいい。</p> | <p>例えば、この条例案を作ってきた本協議会では、会派ごとに意見をまとめて協議会で議論をし、他の会派と合意形成を図りながら条文を作ってきました。二元代表制のもとで、議会が役割を発揮するためには、調整だけではなく合意形成が必要と考えます。</p> |
| 22 | <p>【第6条】会派は一人でも結成できるのか。 会派に所属する・しないでどの様な違いが出てくるのか。</p> | | <p>今の大和市議会のルールでは、会派は2人以上で結成することができます。会派への所属の有無に関わらず議員平等の原則は保障されていますが、議会運営委員会や特別委員会は選出枠を会派に割り振っているので、会派に所属していない議員は、委員として出席することはできません。</p> |
| 23 | <p>【第6条】会派内部でも意見が異なるのか。</p> | | <p>会派内で議論をして意見をまとめるようになっていますが、どうしても譲れないという時は意見が分かれることもあります。なお、大和市議会では議会だより等で議員個人の（議案等に対する）賛否を公開しています。県内でも、会派ごとの公開が多いのが現状です。大和市議会は、議員ごとに説明責任を果たすことが重要であると考え、実行しています。</p> |

| | | | |
|--------------------------|----|--|---|
| 第3章 市民と 議会と の関係 | 24 | <p>【第7条】議会で住民が意見陳述を行う機会を認めるべき。議題によっては議会が住民の意見を代表しえないこともあります、「住民自治」の実行性を高めるためにも必要だと思われる。</p> | <p>第7条「市民参加」第3項で、請願者や陳情者に、委員会において意見陳述等を行う機会を設けることができる旨を規定しました。</p> |
| | 25 | <p>【第7条】住民の直接請求権への対応 地方自治法で住民の条例制定・改廃の直接請求権が認められています。7条で請願や陳情の意見陳述を定めているのであれば、同様に条例の直接請求があった場合の請求者の意見陳述等についても具体的に規定しておいてはどうでしょうか。</p> | <p>住民の直接請求は、陳情・請願と違い、市長に提出されるものですが、議案等として提案された場合には、必要に応じ公聴会や参考人の制度を適切に活用し、意見陳述の機会を確保していきます。</p> |
| | 26 | <p>【第7条】7条3項について、「できる」規定ではなく、「しなければいけない」とすべきではないのか。</p> | <p>現状においても陳情者・請願者から希望がある時は意見陳述の機会を設けてきましたが、これまででは会議を一時休憩し行っていたため、陳述内容が会議録に残りませんでした。条例制定後は、会議中に意見陳述の機会が持たれ、会議録に残ることになります。 できる規定としたのは、意図は請願書や陳情書に書いた通りであるとして、意見陳述を希望しないケースがあったことによります。強要するものではないことも表現しています。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 27 | | <p>【第7条】議会及び議員は市長が行う「市長が語る大和市」と同様に全議員が出席し、少なくとも年一回は議会報告会を行い、市民の意見を議会運営に反映すべき。また、行うことを明記すべき。</p> | <p>議会報告や意見交換については、市民説明会やパブリックコメントで、行うと規定すべきというご批判や、意見交換は行うべきという多くのご意見をいただきました。</p> |
| 28 | | <p>【第7条】議会として、市民との意見交換会は絶対やってください。</p> | <p>この点は、市議会としても課題として捉えており、市民説明会後に行った議会運営委員会による先進地視察においても、議会報告会については、議員との直接対話を求める市民の声が非常に強く、中立的な立場で議員が議会報告をすることは、参加された市民、議員双方に不満が残ることや参加者の固定化等の課題があることが明らかになりました。また、多様な意見を持つ議員により組織される議会の特長を生かして、各種団体とのテーマ設定をした意見交換を中心に運用し、いただいた意見を議員による政策提案につなげる事例も見られました。</p> |
| 29 | | <p>【第7条】第7条の「議会報告、意見交換会」は、必ず実施すべきです。議会として今までやったことがないし、条例として謳えば画期的なことです。年間の実施回数は特に問いません。期待しています。</p> | <p>それらを踏まえて協議した結果、「議会報告や意見交換」は「意見交換」とし、できる規定から「行うものとする。」に改めることとしました。</p> |
| 30 | | <p>【第7条】第7条第4項 地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる。 <記述の意味が不明>地域に出向いて意見交換は「出前公聴会」パブリックコメントである。 <同上>行うことができる。「してもしなくてもいい」表現があいまい。市民の議会活動への参加する機会に努める。とか、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるとかの文言に修正してほしい。</p> | |

| | | | |
|----|---|--|--------------------------------------|
| 31 | <p>【第7条】議会報告会</p> <p>7条4項で議会報告や意見交換を「できる」規定で明文化していることに強い違和感を持ちます。条例の規定がなくとも、議会報告会を開催している地方議会は数多くあります。条例に規定しなくとも、議会の意思で容易に実現できる施策です。条例にあえて明文化するならば、「議会報告を行う or 行わなければならない」程度は最低限明記するべきと考えます。原案の「できる」規定では、市議会は、市民への説明責任や開かれた議会の実現に、実は及び腰なのではないかとの印象を受けます。議会の市民への姿勢と意思が問われると思います。</p> | | |
| 32 | <p>【第7条】7条4項について、意見交換会について、できる規定でなく、するとするべきだ。</p> | | |
| 33 | <p>【第7条】市民の意見・提案を聞く機会は。</p> | | |
| 34 | <p>【第7条】議会報告会などで出てきた市民の意見をどう政策につなげていくのか。</p> | | <p>議会内で精査していく仕組みを作っていくたいと考えています。</p> |

| | | | |
|----|---------------------------|---|--|
| 35 | 【第7条】市民参加のできる規定について | | 24 及び 25~31 で回答させていただきました。 |
| 36 | | <p>【第7条】 第7条を次のとおり修正</p> <p>第7条 議長は大和市民参加条例に則し、必要に応じて市民参加機会を設けるものとする。</p> <p>(第2項は修正なし)</p> <p>3 議会は請願者や陳情者からの要請があつたときは委員会にて協議して努めて直接意見陳情を聞く機会を設けなければならない。ただし会議の進行状況も考慮して意見陳述の時間等は議長が決定許可する。</p> <p>4 議会は地域・団体に対し、より大和市議会が市民に親しみある議会になるため議会報告会や意見交換会を開催することに努める。</p> | <p>第1項は、執行機関への市民参加と、議会への市民参加は性質が違うとの意見もあることから、執行機関の市民参加を規定している大和市市民参加推進条例に準じるのではなく、議会として必要に応じて市民参加の機会を設けることを規定しました。</p> <p>第3項は、委員会での決定は委員長が行うため、委員長の許可の下に意見陳述等が行うことができる 것을規定しました。委員長が委員会運営上支障のない範囲で判断できるよう「できる」規定としています。</p> <p>第4項は、様々な理由での開催が想定されるため、開催理由は条例上は規定せず、「地域に出向くなどして市民や団体等と意見交換を行うものとする。」と規定しました。</p> |
| 37 | | <p>【第8条】 本会議や委員会だけでなく、代表者会や全員協議会も公開する必要がある。議事録も「要旨」ではなく、具体的な質疑の内容を記載すべきである。</p> | <p>代表者会や全員協議会の公開については、各会派で意見が分かれているため、現状では非公開で実施しています。全員協議会は議事録を作成していませんが、代表者会は委員会と同等の要点筆記の議事録を作成しており、情報公開請求があれば開示しています。代表者会と全員協議会のあり方について、今後も検討していきます。</p> |
| 38 | 【第8条】8条で代表者会を公開するべきではないか。 | | |

| | | | |
|-------------------------------|----|--|---|
| | 39 | <p>【第8条】会議の公開</p> <p>8条で、「本会議及び委員会は原則公開」と規定されていますが、非公開の秘密会自体が極めて例外だと思います。恣意的運用を防止するためにも、本文の「原則」の文言を削除して、ただし書で、「但し、個人情報、個人のプライバシーの保護等に特段の配慮が必要な場合は、この限りにあらず。」などと規定したほうがよいと思います。</p> | <p>会議は公開が基本と考えています。しかしながら、秘密会とする場合も様々なケースが考えられることや、地方自治法上のルール等もあることから、「原則」という文言を使用しました。秘密会は極めて異例です。記録が残っている限りでは、大和市議会において秘密会が開催されたことはありません。会議の公開で原則としたのは、逐条解説にあるように、個人情報に関する審査を行う場合等を想定しています。逐条解説は運用において効力を発するものなので、原文のまま案とします。</p> |
| 第4章 議会と 市長等 との関 係 | 40 | <p>【第10条】(市長の説明責任) 市長の答弁は抽象的である。この条例により、市長答弁は変わってくるのか。</p> | <p>市長の答弁については、議員間や会派間で受けとめが異なります。また、第10条第1項で市長等に対し十分な説明を求めています。</p> |
| | 41 | <p>【第10条】 市長の答弁はこれができても変わらないのではないか。</p> | |
| | 42 | <p>【旧13条】 平成25年8月29日の議会基本条例検討協議会において議会事務局長より、市の意向が呑めないということであれば、今後の協議は難しくなるとの趣旨の発言があった。結果、議会基本条例検討協議会で市長の反問権について削除の決定がなされないまま、反問権が削除された条例案が市民に提示されている。議会は市の意向に屈しており、議会の独立性と市民への情報公開を議会自らが反故することを意味している。</p> | <p>議員の一般質問に対する反問については、その主体である市長側の意向を確認する必要がありました。市長からは、無条件の反問を求める意見がありました。これを協議したさい、ご指摘の発言があったことは事実ですが、反問についての条項を削除したのは発言とは関係ありません。平成25年9月12日の本協議会での協議で、反問権を一問一答方式だけでなくすべてにおいて認めるべきで、それができなければ条文は削除との会派と他会派で意見が折り合わず、全会一致の原則により、条文が削除されたものです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 43 | | <p>【旧 13 条】議員の質問に対して市長及び市職員の反問権は議会基本条例に必須であり、市長への反問権の付与を明記すべき。反問権を不要とするのであれば、何故、不要なのか議会として市民に説明すべき。</p> | <p>ご指摘のとおり、市長等に反問権を付与して一般質問を丁々発止の議論の場にすべきだという意見が多くの会派の意見でした。その一方で、そもそも一般質問は、議員が市民を代表して、市長の行政執行について質す「質問する」場であり、執行権のない議員に執行権者側が反問するというのは基本的に違うという意見もありました。自治体は二元代表制を採用していますが、市長と議会はそれぞれ異なった役割を担っています。行政執行を行うのは市長の役割であり、それを質すのが議会や議員の役割です。したがって「反問権」の付与は単純に議会の活性化、議論の活発化という問題ではなく、議会と市長の役割に及ぶ問題です。</p> |
| 44 | | <p>【旧 13 条】他市の基本条例を拝見すると、理事者側の「反問権」が規定されているが、大和市議会（案）には規定されていません。良い条例とするためにも無条件で認めたらどうでしょうか。議会の度量が問われます。また、市民にとっても丁々発止があってこそ議会です。</p> | |
| 45 | | <p>【旧 13 条】反問権 今回の条例案には、執行機関側からの反問権が規定されていません。協議会の合意形成の過程で削除となってしまった経緯は承知していますが、極めて残念です。執行機関との適切な緊張関係を構築し、自立した議会として二元代表制のプレゼンス、行政監視機能を發揮するためにも、一問一答方式の導入と併せ、是非とも盛り込んでいただきたいと思います。議会基本条例の肝ですし、議会改革の最大のポイントであると思います。反問権については、多少不十分な形式であっても、仕組みとして先ずは導入することが重要です。</p> | <p>反問権に関してはこのような根本的な問題に及ぶ白熱した議論が交わされ、またパブリックコメント等を受けて改めて議論しましたが、最終的に意見の合意を得られずに今回は条文から削除となりました。この点に関しては引き続き検討していくとともに、本来の議員と市長との関係をしっかりと確立すべく努めてまいります。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 46 | <p>【旧13条】現状の一般質問の仕組みは仕方がない部分もあるのは理解するが、やはり議会はもっと討論をすべきではないか。そういう意味では反問権がなくなったのは残念である。</p> | | |
| 47 | <p>【旧13条】反問権について</p> | | <p>議会基本条例の先駆けとなった栗山町議会は、反問権について次のように説明しています。</p> <p>「町長ほか町の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができます。議会が議論の広場であるためには、双方が質問できて当たり前との考え方から、執行側に反問権を与えていました。政策過程の説明責任を町長側に課したからには、反問権を与えなければフェアとはなりません。反問されることにより筋書きのない展開が生まれ、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に臨まなければなりません。」</p> <p>本協議会においても反問権を議論しました。</p> <p>肯定的な意見がある一方で、市長は1千名以上の職員を抱えているが、議会は事務局の10名程で、情報量等で不均衡だから反問はフェアではないという意見や、今まで反問権がなくてもやってきた、なくても十分活性化できるし、わかりやすくもできるのではないかという意見もあり、合意形成はできませんでした。</p> <p>県内の議会基本条例においても、条件なし、あるいは趣旨確認だけの反問とするなど、対応はさまざまです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 48 | | <p>【旧13条】平成25年8月29日の議会基本条例検討協議会において議会事務局長より、市の意向が呑めないとことであれば、今後の協議は難しくなるとの趣旨の発言があった。この発言は、市長の意向として考えて良いのか。</p> | <p>議員の一般質問に対する反問については、その主体である市長側の意向を確認する必要がありました。それを受けて協議会で議論を深めてもらいたいとのことで市長の意向ではありません。</p> |
| 49 | | <p>【旧13条】大和クラブ及び窪委員の議会基本条例検討協議会での市長の反問権に係る論理は大いに疑問がある。市民に対する説明責任を果たしていない。市民に対する説明責任を果たすべき。</p> | <p>大和クラブと日本共産党の市長の反問権に対する意見は、9月12日の会議録に掲載され、議会ホームページにて公開しています。個別の会派に対するご意見は、協議会としての回答を控えます。</p> |
| 50 | | <p>【旧13条】議会での質疑は一問一答式にし、対面形式で行う方が望ましい。住民も、論点を共有することが容易になる。</p> | <p>一問一答方式での質問は現在も行われることがありますが、執行機関は議場での発言を重く捉えており、一問一答方式で議論を積み重ねるのは難しい側面もあります。また、方式よりも提案や質問の内容こそが重要な意見もあります。</p> <p>一問一答方式に不可欠な対面式演壇の導入は、議会で合意されてはいますが、自席へのマイクの設置など費用の問題や、傍聴席に向かって考えを訴えるものと捉える議員もおり、検討課題となっています。</p> <p>今後も、市民の方々にわかりやすい一般質問のあり方について検討していきます。</p> |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 51 | <p>【旧13条】議員と市長がやり取りをする「一問一答」とすべきではないのか。</p> | | <p>常任委員会での質疑の多くは一問一答で行われています。一般質問は広く市の一般事務についてテーマを決めて行う質問で、執行機関は議場での発言を重く捉えており、一問一答方式が適しているか検討していく必要があります。自席にマイクがないので、一問一答を行うとすると時間がかかりすぎるという構造上の問題もあります。それらを踏まえて検討していきます。</p> |
| 52 | | <p>【第9条】第9条を次のとおり追加修正</p> <p>第9条 議会において議員と市長は共に市民福祉の向上と市政の推進のために、常に緊張ある関係を保ち、相互に誠意と情熱を持って人格を尊重して討論を行うものとする。議会はより良い市政推進のため議員と市長の本議会での討論を促進し具体的な討論を次に定める。</p> <p>(1) 一般質問 議員はあらかじめ質問事項を行政に提出し、その質問事項に関して市長は回答をする。</p> <p>(2) 特定項目自由討論 討論項目を特定しその項目に対して議員と市長は自由に相互に前進的な討論をおこなう。</p> <p>2 本議会・委員会において市長及び答弁者は議長の許可を得て質問事項の確認や議会機能向上となる反問を質問者にすることができる。</p> | <p>市民福祉の向上、市政の推進を第1条で規定しており、また、議場での討議に限らず、二元代表制の下にある議事機関として広く市長その他の執行機関と緊張関係を保つことを明文化するため、本条では「二元代表制の下にある議事機関として、市長等と緊張ある関係を保つものとする」と規定しました。</p> <p>特定項目自由討論については、一般質問自体が議員と市長との討論の場となっていることから、あえてテーマを絞った議論の場は明記していません。一般質問は市の一般事務についてテーマを自由に決めて質問を行うことができ、まさに特定項目自由討論であると考えます。</p> <p>反問権は、43番から46番で回答したとおりです。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | | (反問権の付与は他の市町村の議会条例でも多く明記されており、議会改革の1丁目1番地です。) | |
| 53 | 【第9条】現在の一般質問とは別に、テーマを絞って市長と議員とが議論をする場があつてもよいのではないか。 | | 一般質問自体が議員と市長との討論の場となっていることから、あえてテーマを絞った議論の場は明記していません。 |
| 54 | | 【第10条】議会を構成するのは、議長及び副議長、議員のみではない。また、議会基本条例は、市の条例であることから、市長が政策等の議案を上程する際は、将来に亘るコスト及び政策案の比較検討等の過程を市長及び市職員が議会及び市民に示し、充分な議論がなされるように努める義務規定を明記すべき。 | 議会基本条例は、議会運営について定める条例との考え方から、市長と議会との関係、市民と議会との関係を条文化しています。 第10条「市長等の説明責任」で、議会は市民の代表として、重要な計画、政策、事業等について、市長その他の執行機関に十分な説明を求めることが規定しました。 |
| 55 | | 【第10条】基本計画などの重要政策については、立案段階から市に情報提供を求め、議会で積極的に議論をしてもらいたい。市政そのものの「見える化」を進められるように努力されたい。 | 第10条「市長等の説明責任」で、議会は市民の代表として、重要な計画、政策、事業等について、市長その他の執行機関に十分な説明を求めることが規定しました。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 56 | | <p>【第11条】現在は決算を中心に行っているが、行政評価という形で市政へのありかたを市民に提示してほしい。</p> | <p>行政評価を「できる」規定としたことについては、本協議会でも様々な意見がありました。より具体的に明記すべきという意見や、現在行われている決算審査を更に充実させることから始めるべきなどの意見もあり、本協議会で白熱した議論が行われた箇所の一つです。行政評価を議会が行うことの意義は、議会の持つ行政へのチェック機能を充実強化させ、次の行政執行につなげていくことです。行政評価を決算審査時に活用している議員は現在もいますが、議会として統一見解を示す手法については、先進市の視察等においても意見が別れるところです。行政評価の手法ばかりが先行しかねないと危惧する声もありました。したがって、今回は行政評価に関しては「できる」規定とし、今後その手法を検討できる余地を残しました。議会が議会のチェック機能を十分発揮できるよう、様々な手法を検討していきます。</p> |
| 57 | | <p>【第11条】行政評価について、「できる」とされていること。実行の早期対応を</p> | |
| 58 | | <p>【第11条】第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。 (表現が曖昧。具体的でないから) 修正案として、 第11条 議会は、市長等の計画・実行・評価・見直し(改善)のサイクル(行政評価)に関与して、議会としての機能強化するものとする。 2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</p> | |
| 59 | <p>【第11条】今後具体的にどうするのか見えづらい。 (行政評価の方法)</p> | | |
| 60 | <p>【第11条】行政評価はモデル的にもすぐ例示をする機会を持つべきである。</p> | | |

| | | | |
|-----------------------|----|---|--|
| 第5章 議長及び副議長 | 61 | 【第13条】第13条に次の1項を追加 3 議長・副議長は常に市民に親しまれ開かれた議会を目指すために、本条例を遵守し議会改革に努めなければならない。 | 「議会の役割を不斷に追求し、議会改革に取り組むこと」を、第3条「議会の活動原則」で規定しています。 |
| | 62 | 【第13条】第13条に第2項に追加として、「正副議長と監査委員の任期は2年とする。」 | 地方自治法では、議長の任期は議員の任期とされています。大和市議会では、申し合わせにより任期を2年としていることから、条例への規定は難しいと考えます。 |
| 第6章 議会機能の強化 | 63 | 【第15条】議員は政務活動費の使途について1年に1回は市民に報告する義務を明記すべき。 | 第15条「政務活動費」で、「常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする」と規定しています。現在は情報公開の手続きを踏まなくても領収書等、関係書類は、閲覧が可能です。 |
| | 64 | 【第15条】第15条に第3項として新規追加として、 3 市民が政務調査費・その領収書等の公開を請求したときは、閲覧させなければならない。 | 今後、ホームページでの公開を充実させることなどに取り組んでいきます。 |
| | 65 | 【第16条】弁護士等の活用を想定しているのか。 | 条例制定の際、法との整合性を図る必要があることから、必要に応じて検討していきます。 |
| 第7章 議員定数及び 議員報酬 | 66 | 【第20条】今後具体的にどうするのか見えづらい。 (議員報酬・定数) | 議員定数については第19条、報酬については第20条で規定しています。 |
| | 67 | 【第20条】何もしない議員でも毎月議員報酬をもらっているではないか。 | そのような議員はいないと考えますが、仮にいた場合は、次の選挙においてそれなりの審判が下されると思います。 |

| | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|---|
| 第8章 議会改 革 | 68 | <p>【第8章及び第9章】 第8章 議会改革と第9章 条例の見直しを次のとおり修正</p> <p>第8章 議会改革と大和市議会条例の見直し（議会改革のための組織）</p> <p>第21条 議会は、議会改革の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる。</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第22条 本大和市議会条例は議会運営に関する議会の最高規範とし、議会は常に議会機能の充実を目指し本条例を検証し必要に応じて条文の変更・条例の追加補足をする。</p> <p>2 議長は年度当初の本会議において本条例を提示し、議員に対し条例の変更・補足に対し意見を求めなければならない。</p> | <p>最高規範性については、議論をした結果、明記しないこととしました。重要なのは、最高規範性を持たせることより、いかに実践されるかであり、必要に応じて見直しが行えることです。最高規範性を持たせることの意味はありませんと考えました。</p> <p>条例の見直しについては、次項で回答いたします。</p> |
| 第9章 条例の 見直し | 69 | <p>【第22条】 （条例の見直し）</p> <p>（どこが・いつ・どのように 具体的でない）</p> <p>「議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要があると認めたときは条例の見直しを行うものとする。」</p> | <p>議会は、第1条に規定している目的が達成されているかを常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行うことを規定していましたが、いただいた意見を踏まえ、第1条に規定している目的に沿っているのかどうかを、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに検証し、必要な措置を講じることを条文に明記しました。</p> |
| 70 | 【第22条】 22条について時期が明確でない。 | | |
| 71 | 【第22条】 条例の見直しはもう少し明確に規定するべきではないか。 | | |

| | | | | |
|------------|-----------|--|--------------------|--|
| | 72 | 【第22条】見直しは（期日など）もっと明確に決めるべきではないか。 | | |
| その他 | 73 | この度の大和市議会条例制定は多くの大和市民が注目期待しているところであり、先日開催された市民説明会の参加者数や活発な意見がそれを裏づけています。議会改革姿勢がはつきりと市民にわかりやすい条例であることが大事です。また本条例は23万大和市民だけでなく、インターネットにより全国の市民や市政関係者から評価される条例となりますので、大和市議会として誇れる条例であることを期待しています。この条例が制定されることにより、議会運営や市政の向上が促進され市民から一層の信頼を得る議会となられることを祈っております。おわり | ご意見として承り、今後の糧とします。 | |
| | 74 | ・全体を通じて 議会基本条例は、既に全国の数多くの自治体で制定されており、スタンダードな内容が形成されつつあります。こうした観点で本条例案を俯瞰すると、他条例に比し、一周遅れ、二周遅れといった感を強く持ります。残念ながら新たな取り組みの条項もなく、他市条例の一部をカットして無難にまとめたという印象です。 | ご意見として承り、今後の糧とします。 | |

条例検討協議会で熱心かつ真摯な討議が重ねられたにもかかわらず、完成品としての条例案に、議会改革への積極的な熱意、姿勢を感じるのは、とても残念に思います。これまで大和市は、市民、議会、行政が熱意をもって積極的に改革を進め、地方自治の先進的な取り組みに、全国からも注目されてきました。市民にもそうした自負があります。こうした観点から鑑みると、本市が制定する条例としては、いささか中途半端なものではないかと感じます。

条例検討協議会での議論のプロセスで、全会派の合意を前提としたため、合意形成が最大公約数化して、内容が矮小化してしまったのであれば残念です。会派による議論が、結果として議会改革の支障をもたらしたのではないかと危惧します。

本条例では会派を積極的に位置付けていますが、現実との自己矛盾を抱えているように思います。再度抜本的な見直しも必要ではないでしょうか。

これまでの条例検討協議会の努力と熱意には、深く敬意を表しますが、大和市の名に恥じない議会基本条例の制定を切望します。

| | | | |
|----|--|---|---|
| 75 | | <p>条例に議会基本条例の最高規範性を明記し、条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない禁止規定を設け、明記すべき。</p> | <p>最高規範性については、議論をした結果、明記しないこととしました。重要なのは、最高規範性を持たせることより、いかに実践されるかであり、必要に応じて見直しが行えることです。最高規範性を持たせることの意味はあまりないと考えました。</p> |
| 76 | | <p>二元代表制である議会が議会基本条例（案）を検討する議会基本条例検討協議会において、市側の意向に対して条文を考えたとの議事録を確認したが、市側の意向に対して条文を考える姿勢は不適切ではないか。また、市が議会基本条例（案）を検討する議会基本条例検討協議会に対して、条例案の各条文の仔細に亘って再検討を強く求める行為及び再検討を強く要望する行為は議会の独立性を脅かす行為ではないか。また、市の強い求め及び強い要望に応じて条例案を変更する議会基本条例検討協議会の行為は議会自らが二元代表制を否定することに繋がるのではないか。</p> | <p>執行機関にも影響を与える条例であるため、執行機関側にも条例案を提示し意見を求め、当該意見も斟酌し、条文についての協議を行いました。</p> <p>二元代表制の一翼として、相互の意見も斟酌し、よりよい議会運営に努めていくことは重要と考えます。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 77 | <p>条例案及び条例案の改正は、議会で出席議員の過半数以上の賛成で議決されるにも関わらず、議会基本条例検討協議会では議事の決定は全会一致を原則とすると規定している。議会基本条例検討協議会では、一部の会派の反対で全会一致に至らず合意を得ていないが、議会で賛否を決すれば計算上は、成立した条例案は直ちに改正されるはずである。大和市議会の全会一致の慣例こそ、議会改革を阻む悪習である。議会改革を標榜するのであれば、全会一致の悪習を改めるべきである。また、条例を改正する際にあっては、全会一致を原則とする議会基本条例検討協議会のような構造的欠陥を内包する協議会を設けず、全議員の自由な討議を充分に行った後に過半数以上の賛成で議決することが討論の広場である議会に相応しい。</p> | <p>本市議会では、議会運営に関する事項は原則全会一致で決定してきました。条例については過半数の議決で成立させることができますが、議会基本条例は議会運営の基本となる条例であり、全会派合意のもと議会運営の基本的ルールをつくりていきたいとの思いから、全会一致の原則のもと本条例案を作成しました。</p> |
|----|---|---|

市のホームページでは、「大和市議会基本条例（案）の意見公募（パブリックコメント）を行います。」と意見公募の告知を平成25年9月20日（金）から行い、「議会基本条例検討協議会を設置しました。このページの下欄にて会議録、委員名簿等の情報を掲載しています。」としながら、第29回の協議会議事録はホームページに9月23日（火）の時点で記載されていなかった。第29回の協議会議事録記載がなされたのは、市長の反問権について協議会での合意が得られていないと意見公募によって指摘した平成25年9月24日である。9月23日以前に意見公募した市民は意見公募するにあたって平等な情報提供を得られていない。市長の反問権に係る議事である第29回の協議会議事録の掲載は大和市議会基本条例（案）の意見公募（パブリックコメント）において重要な議事であり、本来は意見公募開始時に掲載すべきである。条例案は市の条例でありながら、議会事務局の「※この意見公募は議員提出による条例案に対するものです。大和市市民参加推進条例に基づく意見公募とは異なります。」との説明は詭弁である。

平等な情報提供のご指摘につきましては、今後の糧とさせていただきます。

大和市市民参加推進条例では、「市民参加」を「執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に市民が主体的に参加すること」と規定しています。

本条例案は、策定過程で、執行機関にも影響する条例であるため、素案に対する執行機関の意見を聴きました。

また、執行機関が行う政策形成等ではありませんが、意見公募手続を実施し、10月5日に条例案市民説明会を開催しました。

議員提出議案と称し、今後のスケジュールでは、「パブリックコメント、条例案市民説明会を経て、市民からの意見を受けた再検討の後、平成25年12月定例会での上程、成立を目指します。」としているが、執行機関である市長は議会基本条例検討協議会において条例案の検討段階において実質的に合意形成を図っており、この条例案の成立を目指す手続きは、大和市の最高規範である大和市自治基本条例で定める「市」とは住民、市議会及び執行機関と定義する大和市自治基本条例ばかりでなく、大和市市民参加推進条例にも抵触する。執行機関である市長が議会基本条例検討協議会において条例案の検討段階において実質的に合意形成を図っており、執行機関も法制的な用字用語の指摘までしていることからも市が条例制定にむけて取り組んでいることは明らかである。市及び市議会は自らの条例を精査し、大和市自治基本条例及び大和市市民参加推進条例を遵守すべき。以上、意見公募に対し、意見する。

| | | | |
|----|--|---|--|
| 79 | | 委員会や本会議等の採決は、多数決なのに、なぜ本条例（案）採決は全会一致なのか。議員にとって都合の悪い事を取り除きたいがためにそうしたとしか思えない。 | 本市議会では、議会運営に関する事項は原則全会一致で決定してきました。条例については過半数の議決で成立させることができますが、議会基本条例は議会運営の基本となる条例であり、全会派合意のもと議会運営の基本的ルールをつくっていきたいとの思いから、全会一致の原則のもと本条例案を作成しました。本会議での条例案の議決は、多数決となります。 |
| 80 | | 全てが全会一致では、肝心なことが骨抜きになるはずです。ケースバイケースで、三分の二・四分の三・過半数・全会一致の賛成等、項目によって取り決めないと良いものはできない。 | |
| 81 | 9月20日のタウンニュース・21日の日刊紙に全会一致制を踏襲したとある。何故か。多数決との整合性は。 | | 大和市議会は、委員会・本会議での採択は多数決制です。本協議会、代表者会、議会運営委員会では全会一致制をとっています。 議会改革としてはひとつの課題であるかもしれません。 |
| 82 | 全会一致は問題があるのではないか。せめて見直しにおいては多数決すべきではないか。 | | |
| 83 | | 本条例（案）がいずれ改正される時（普通3～5年後か）は、多数決か、三分の二等で実施すべきです。 | 改正時の検討過程の手法については、今後検討していきます。 |
| 84 | | 市民に開かれた議会にしたいのであれば、「～できる」ではなくて、「します」規定に修正してください。 | 「することができる」は、一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付与する場合との、二通りの用い方があります。この規定を用いることが現状では最良と判断した条文については「～できる」と規定しています。 |

| | | | |
|----|---|---|-------------|
| 85 | <p>最高のものを作ろうという努力はよいが、だからこそ、「できる」規定ではなく、義務規定とすべきでは。ベターなものを作ろうとするのではなく、ベストなものを作るべきではないか。</p> | | ご意見として承ります。 |
| 86 | | <p>インターネットでの議会中継へのアクセス数を増やすためにも、通信環境の更なる改善が求められる。議員・事務局職員ともに最新の ICT の習得に努められたい。</p> | ご意見として承ります。 |
| 87 | | <p>条文もさることながら、具体的に議会がより良くなるよう絶えざる研鑽に努められることを議員・関係者に期待したい。</p> | ご意見として承ります。 |
| 88 | | <ul style="list-style-type: none"> ・議会・議員の「やるぞ」宣言と理解します。ぜひ、条例に照らし合わせ行動がとられることを希求します。この先はこの項に沿った評価がなされると、理解が進むかと。 | ご意見として承ります。 |

| | | | |
|----|---------------------------------------|---|---|
| 89 | | <p>100条委員会設置についての条例化行政監視機能のプレゼンスとして、地方自治法の100条委員会設置について、条例で明記したらいかがでしょうか。100条委員会は、具体的な事案がないと設置できませんが、大和市議会として、「議会は、市政に関する特別な調査が必要と判断した場合には、地方自治法100条に基づき特別委員会を設置して調査を行う」といった条文を追加したらいかですか。地方自治法で定められた仕組みの重複規定とはなりますが、行政監視機能への議会の強い意志を示すことができると思います。</p> | <p>100条委員会の設置は地方自治法に規定されているため、地方自治法にのっとって対処していきます。</p> |
| 90 | ここまでかけた費用全額はいくらか。 | | <p>目に見える費用は、市民説明会のお知らせや配付資料の紙代ぐらいですが、費用対効果を指摘されているのだと思います。ご指摘のとおり時間と労力はかかりましたが、民主主義の実践には必要だったと考えています。</p> |
| 91 | 有能な市長や職員がいるのになぜ議会改革の条例を作ったのか。その目的は何か。 | | <p>二元代表制においてチェック＆バランスで議会が果たす役割、権能、機能を明らかにする必要があるとの認識からです。</p> |
| 92 | パブリックコメントの用紙に委員の名簿がない。 | | <p>申し訳ありませんでした。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 93 | 本日の会合は説明会か。一方通行で終わるのか。 今後の本日の案の取り扱いについて説明を。 | | 本日の説明会やパブリックコメントを受けて、改めて協議をし、その上で最終案とする予定です。 |
| 94 | 前回の市議選で条例制定を訴えたのは2名だけだった。それなのになぜ今条例の制定か。 | | 市民説明会の冒頭で大和市議会の議会改革のあゆみとして報告したように、平成19年に設置された議会改革検討協議会で議会基本条例の制定は一定の合意をえていました。つまり、平成23年の市議選以前に条例の必要性は議論されてきました。それを受け、平成24年2月から議会基本条例検討協議会を立ち上げ、協議を重ねてきました。 |
| 95 | この組織はどのように設立したのか。 | | |
| 96 | P Rが必要。市議会だより等をもっと活用すべき | | ご指摘のとおりです。市民説明会のお知らせは市議会だよりの発行に間に合いませんでした。次回の市議会だよりには市民説明会の記事を掲載する予定です。 |
| 97 | 条文の作成について、会派の合意での事だが、個人の意見はどうなるのか。 | | 現在、全議員が2人以上の会派に所属しています。個々の議員は、まず会派内で意見交換し、そのうえで会派として協議会で意見を述べてきました。会派の意見は、個々の議員の意見から成り立っています。 |
| 98 | 自治基本条例との関係は | | 大和市自治基本条例は、本市における自治の基本原則や、市民の権利と責務、市議会及び市長の責務等を定めることにより、自立した地域社会を実現することを目的としています。本市が定める最高規範です。この中で議会と議員の責務が簡潔に明記されています。その条文の規定に従い、この条例案を策定しています。 |

| | | | |
|------------|---|--|--|
| 99 | 他の条例や議会規則とこの条例との位置づけは。 | | 議会には条例に匹敵する議会規則があります。議会規則は手続きを定めたもので、本条例は議会運営等の基本を定めたものです。その意味では他の条例との整合性は図れていると考えます。 |
| 100 | 行えない事を行えるようにしたのではなく、行うべき事を明確にしたのか。 | | 行うべきことを明確化したと理解していただきたい。 |
| 101 | 条例の尊卑にかかわらず、条例内容の実行を期待してよいのか。 | | ご意見として承ります。 |
| 102 | 委員会の即時性確保の為、市民がアクセスできる手段の多様化に即、対応してもらいたい。 | | 平成23年に、委員会のインターネット中継の導入は合意されています。導入にあたって具体的に検討せねばならない課題について検討中です。早急に課題を整理する必要があります。 |
| 103 | この条例の内容に沿った条例内容のPDCAを見る形で行うべき | | この条例は議会に関する基本的な事項を定めるというのが大きな目的で、いわば理念的な条例の性格が強いものです。行政が行う具体的な事業ではないので、PDCAサイクルを即お見せすることはできませんが、できるだけ市民の方々へ見える形でお知らせしていきたいと考えています。 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 104 | 栗山町という見本があるのだから一年以上遅れるのはどうなのか。 | | 栗山町議会には栗山町議会としての課題が、大和市議会には大和市議会としての課題があります。今回、全議員が議会改革に必要な要素を一つひとつ出し合い積み上げていくところから始めたため時間がかかりました。そのプロセスは重要だったと認識しています。他の議会も視察しましたが、立派な条文を作つて終わりという議会も見受けられました。条例を作るのが目的ではなく、あくまで議会改革の通過点として作つてきました。 |
| 105 | 議長はタウンニュース新春号で工程目標を謳っているが、何故ここまで伸びたのか理解できない。 | | |
| 106 | 2月13日に議会が開かれたが、その直前に新政クラブの9名のうち6名が県外に行っている。公明党も5名のうち4名行っている。このような重要な問題を抱えている直前に何故会派でもっと検討していただけなかったのか。 | | 今回は議会基本条例案に対する意見公募なので、個々の会派の事情については回答を控えます。 |
| 107 | 条例としてはこれでよいと思うが、内規などをどのように変えていくかが課題ではないか。 | | ご意見として承ります。 |